

令和 7 年 第 6 回 筑紫野市 農業委員会 総会

議事録

令和 7 年 6 月 9 日
筑紫野市役所 506 会議室

- 1 開会日時及び場所 令和7年6月9日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）
- 2 閉会日時 令和7年6月9日 午後3時45分
- 3 委員氏名
- (1) 出席者
- 農業委員
天本京子、平山初枝、主税保徳、萩尾博道、榎木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二、神崎光成
- 農地利用最適化推進委員
山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、坂井千代子、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、渡邊茂樹、米元義広
- (2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）
- 4 議事に参与したもの
- 事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣
事務局農地担当係長 黒屋 和孝
事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢
- 5 会議に付した事項
- 農地
- | | | |
|-----|-----|-------------------------------|
| 報告第 | 18号 | 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について |
| 報告第 | 19号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について |
| 報告第 | 20号 | 公共工事に伴う農地の一部利用届出について |
| 議案第 | 16号 | 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について |
| 議案第 | 17号 | 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について |
| 議案第 | 18号 | 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について |
| 議案第 | 19号 | 非農地証明願について |
- 農政
- | | | |
|-----|-----|--|
| 議案第 | 11号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転について |
| 議案第 | 12号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について |

令和7年第6回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：こんにちは。足元の悪い中ですが、今日はお集まりいただきましてありがとうございます。定例会を始めていきたいと思いますが、資料の件はいいかな。その都度の中していくようになります。

○事務局：そうですね。

○議長：それでは、始めています。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第6回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、2番委員の平山委員さん、それから9番委員の八尋委員さんにお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願ひします。
それでは、まず1ページを開けてください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告します。

報告第18号、議案書のとおり農地の権利移動（届出）が1件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：報告する前に、本日、当日配付分として差し替えの議案書の部分をつけております。後でちょっと説明しますけども、一部、5条申請ということで受けていた分が4条申請に切り替わりましたので、差し替えさせていただきますので、こちらの号数で進めさせていただきたいと思います。

それでは、報告第18号を報告させていただきます。

まず、農地法3条の3というのは、皆さん初めてかと思いますので若干説明させていただきますがけども、当日配付資料でテキストの一部分を抜粋してコピーさせていただいている。タイトルが3、相続等の届出制度及び相続未登記農地の貸付けということでさせていただいているけども、農地の所有者がお亡くなりになって相続人が新しい所有者として替わったときに届けてもらうのが農地法第3条の3の手続です。手續の流れとしましては、まず、法務局で相続登記の手續を完了して、それから相続人が農業委員会事務局に書類を届けてもらうということになるものでございます。参考になるんですけど、次のページに届出書の様式をつけさせてもらっています。タイトルは農地法第3条の3第1項の規定による届出書ということで、こちらの提出があったもののを今から報告させていただきますという流れでございます。

それでは、報告します。

報告第18号。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□外1筆。地目、地積に関しましては、畳が721平米、合計721平米でございます。届出の事由としましては、相続。備考欄にありますように、あっせん希望の有無につきましては、なしということでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○神崎議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2から3ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第19号、議案書のとおり農地の転用届出が6件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：報告第19号。

番号1。譲受人、熊本市中央区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、畠304平米、合計304平米。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容が売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和7年7月1日から令和7年10月31日までとなっております。なお、受付月日は令和7年4月28日でございました。

番号2。譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地目、地積に関しましては、畠14.27平米、合計14.27平米です。届出内容は、転用目的、道路。契約内容、交換。構造規模はアスファルト舗装。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和7年4月30日でございました。

番号3。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、畠49平米、合計49平米。届出内容は、転用目的が墓地管理用地。契約内容は贈与。構造規模は碎石敷き。工事期間は令和7年5月19日から令和7年5月26日までとなっています。受付月日は令和7年5月7日でございました。

続けて、番号4。譲受人、太宰府市□□、□□（持分4分の1）。譲渡人、筑紫野市□□、□□（持分4分の1）。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田1.8平米、合計1.8平米でございます。届出内容は、転用目的が道路。契約内容は贈与。構造規模は砂利敷き。工事期間は施工済みとなっています。受付月日は令和7年5月12日でございました。

次のページ、3ページをお開きください。

番号5。譲受人、東京都港区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田342平米、合計が342平米でございました。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和7年5月15日でございました。

最後、番号6。譲受人、東京都千代田区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田1,126平米、合計1,126平米。届出内容は、転用目的は貸倉庫。契約内容は賃貸借。構造規模は鉄骨造り平屋建て。工事期間は令和7年6月15日から令和7年8月30日までとなっております。なお、受付月日は令和7年5月23日でございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま、6件につきまして報告がございました。本件について質疑のある方、お願いします。
どうぞ。

○推進委員：私、素人で申し訳ありませんけども、番号2の□□さんと交換という、交換なんですよ。こういう場合、私初めてですけども、交換というのは、筑紫野市の別の土地があると思うんですよ。そういうのはここに備考の欄で記載とか何か私たちに知らせてくれないんですか。

○事務局：そうですね、もう一方の土地は農地ではないので、今回の届出には対象にはならないと。あくまで、今回、農地で土地があったため交換の届出が必要であるというところですので、もう一方につきましてはこういった農業委員会の場で報告はしていないですね。

○推進委員：筑紫野市が所有している土地と交換したという意味でしょう、これ。

○事務局：細かい話をすると、アパートとかが建っているところで、駐車場があるかと思うんですけど、そこの駐車場の部分が駐車場として認められないということになりました、その部分の用地を筑紫野市の持っている位置と交換したということが今回の内容でございます。

○推進委員：分かりました。すみません。

○議長：申し訳ありません。農地についてで議論しますので、本当に申し訳ないですが、そういったところがあります。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第20号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田んぼで750平米、合計750平米でございます。届出内容は、利用目的が、福岡県が発注しました道路改良工事に伴う取壟しヤードとして一時利用するものでございます。利用期間につきましては、令和7年6月10日から令和7年9月9日となっております。受付月日は令和7年5月14日ということでございます。もしかしたら……。

○委員：地積は……。

○事務局：地積が1,870平米と書いてあるかもしれませんけど、そのうちの一部ということでございましたので、750平米の部分が今回の一時利用届出の対象となっております。訂正をよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願ひいたします。

面積のところはよろしいですか。一筆の面積が1,870で、そのうちの750平米ということになります。

(なし)

○議長：それでは、次に行きます。

5ページをお開けください。

議案第16号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります2番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：譲受人住所、筑紫野市□□、□□。譲渡人住所・氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、畠1,988平米。申請理由、規模拡大。契約内容、売買。

所在の説明は6ページを御覧ください。字図の上の大きい道路は□□線沿いで、入り口は□□、奥に□□があるんですけど、その奥に畠が2枚あります。その畠ですね。

申請内容について。申請内容につきまして、譲渡人と譲受人の関係性ですが、親子です。今回の申請地では季節に合わせて野菜を栽培していくとのことです。譲受人の□□さんは農業経験は浅いですが、農作業歴が20年以上あるお父様とお母様と一緒に管理をしていくことと、農機具についてもトラクター・耕運機等も所有されているので、問題ないと考えています。

以上、御審議のほどお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願ひします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、ただいま説明がありました1番につきまして、質疑、意見のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、続いて2番に移ります。

2番につきましては、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○副会長：番号2。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畠343平米、合計343平米。異動の内容、申請理由、規模拡大。契約内容、売買。

位置図がページの8ページです。一番下に□□線というのが通っています、□□のほうに行く道ですけど、□□とかあるところにちょっと三角の土地があります。農用地からちょっと外れていますが。9ページに字図がありますので、9ページを御覧になってください。□□というこの三角の土地ですけど、これは畠です、地目は。その下の□□というのが□□さんの自宅になります。実家は農業をされていて、この人は家の農業の手伝いもしてある兼業農家になります。たまたま今度隣が畠をしていたんですけど、これを売りに出されたので、自分も野菜を作りたいということで、3条申請を行っております。トラクター・管理機・草刈り、一番野菜を作るのが上手なのは、この□□さんのお母さんが上手なんだそうです。ですから問題はないのではないかということで、本人に確認したら、ちゃんと立派な野菜を作りますということの確証をいただいているので、皆さんによろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、差し替えをしなきやいけないのかな。

○事務局：そうですね。

○議長：今、配っております別紙を見てください。ページは1枚目ですね。別冊で配りましたもの、今日配りました。

それでは行きます。

議案第17号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願ひいたします。

○委員：番号1番。申請者住所・氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地目、地積、田んぼ1,233平米。申請内容、転用目的、貸駐車場。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和7年7月1日から令和7年10月31日。審議事項、農地区分、第二種。資金内容、借入れ100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域であります。

所在地の説明として、次のページの地図を見てください。

今回申請された4条申請につきまして、所有者の□□さんが貸駐車場として整備されます。その後、□□にできた□□と賃貸借契約を結び、駐車場として利用されるということでした。隣接している農地からの承諾、地元水利委員からの承諾も得られていますので、問題ないと思います。

以上、御審議のほどお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：この案件については当初5条申請で出ていたんですけれども、譲渡人の□□さんが自分で持ったまま貸すということで内容が変わりましたので、4条ということに切り替わりました。あと、用排水処理のところに条件付ということで書かれていますけども、雨水等を北西側、この敷地の図面でいきますと、2枚めくったところに字図がありますけども、この土地の左側、北西側から流すようにということで条件がついておりました。

以上で補足を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対して質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、同じ資料の先じやない……、元の資料をお持ちください。ページ数、10ページです。元のもので。

○副会長：ここに書いてある。

○議長：そこにある。

○事務局：一応つけてはいますけど。

○議長：ごめんなさい。手元にお配りしていた資料にも4枚目か5枚目ぐらい、後ろから3枚目ですか、にもございます。こちらが本物でございます。すみません。それでは行きます。

議案第18号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番につきまして、6番委員、□□委員さん、よろしくお願ひいたします。すみません。

○委員：番号1番。譲受人住所、熊本県菊池郡□□、□□、□□。譲渡人住所、筑紫野市□□、□□外2名。申請地の表示、□□外10筆。地目、地積、田んぼ5,402.23平米、畠1,812平米、合計7,214.23平米。申請内容、転用目的、駐車場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和7年7月31日から令和7年9月30日。審議事項、農地区分、第三種。資金内訳、自己100%。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域。

所在につきましては次のページになっております。申請内容については、今回申請された5条申請につきましては□□の駐車場として整備される計画です。申請地の周辺には隣接する農地はなく、影響はありません。また、水利承諾についても得られていますので、問題ないと考えています。

以上、御審議のほどお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今回上がっています転用の案件につきましては、次のページをお開きください。□□の交差点がありますけれども、ちょうどその角に当たります。次のページの字図を見ていただくと、対象の敷地を赤で囲っていますけれども、真ん中に長ひょろい、ここは里道になっていますけども、道があります。土地の利用としては2枚に分けて使うというふうに聞いています。今回出てきているこの□□という会社につきましては、建設機械とか中古の建設機械の販売、修理及

びリースなどをするところで、そういうたなりわいにしているんですけども、そういうたものを置く駐車場として使うというふうに聞いています。そういうふうなことで、用排水処理のところで条件付ということで書かれていますけども、そういうた車両から整備するときに出るような排水とかについては油分を含むため公共下水に接続すること、そして、敷地内での油分を含む排水については浸透させないことということで条件がついております。井戸水とかに影響があるためということでした。この案件につきましては、ちょっと面積が大きいので、来週の6月17日に県のほうで開かれます常設審議委員会のほうでまた改めて説明していきたいというふうに思っております。

補足説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑、意見のある方、お願いいいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、同じ資料の次のページを、最後のページを開けてください。本文のほうにもちょっと写真等がついておりますので、先に郵送でしておりました分の資料も参考にしてください。

議案第19号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

私のほうから説明をさせていただきます。

申請人の住所・氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外2筆。地積、畠の969平米。当該地は昭和40年より耕作放棄地となっており、そのために現況は山林となっております。それ以上前からなっていた感じはあります。

実は、郵送しております資料の議題の部分の次のページ、場所は字図じゃなくて位置図があるかと思います。本文の16ページ。□□から□□のほうへ抜けます□□線、これから□□の中に入っていますと、□□線が左の下から右の斜め上の真ん中辺へ走っている道でございます。それがちょうど住宅部分の□□って書いてありますが、この先から丁字路がありまして、右に曲がります。これを真っすぐ行きますと□□のほうに行きますが、その前に、手前の左側に□□の変電所がございます。その変電所のそばにある土地であります。

字図を、次のページを見てください。道に沿った細長い土地です。そして、現況がその次のページに、事務局のほうで写真を撮っていただいていますが、大きな木が生えておりまして、今さ

らもう元に戻せないような状況ということで、今回非農地として扱ってほしいということで申請が上がっておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

事務局より補足がありましたらお願ひします。

○事務局：ございません。

○議長：それでは、皆さまのほうから本件に対する質疑、意見のある方はお願ひいたします。

場所はいいところではあるんですけどね。ただ幅がちょっと狭いし、立っている木は、こんなにしているのが立っておりますから、40年とは言わないでしょう。ようございますか。

(なし)

○議長：それでは、ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、一応定例会の議案は終わりましたが、ちょっと今から……、ごめんなさい。もう一つありました。本来の部分に戻ってください。農政議案がございます。19ページになります。よろしいですか。19ページです。農政議案の審議を行います。

議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いします。

○農政担当：では、これにつきましては、説明をする前に、どういった案件かというのを簡単に説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理機構、農業振興推進機構ともいいますけれども、こちらを通して農地の売買を行う案件につきまして意見を確認する内容となっております。一定の耕作面積がある方につきましては農地が農用地の場合についていろいろな税の控除を受けられるような制度がありまして、それに対して農業委員会にかけなければならぬと、意見を聞かなければならぬということで、今回議案に上げさせていただいております。今回につきましては4月に既に売渡人の方から中間管理機構の方に対しての議案は4月に上がっておりますので、今回につきましては中間管理機構から譲受人の方に対する議案を審議していただくような形になります。また、新しい案件が出てきましたらその際にまた説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号1。所有権移転を……、申し訳ありません、こちらは受ける者とする者の場所が違いますね。すみません。ですので、所有権移転を受ける者につきましては□□さんです。住所、筑紫野

市□□。所有権移転をする者、こちらが□□、□□。所在地は□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、445平方メートル。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権の移転時期、令和7年6月25日。対価の支払時期、令和7年6月25日。引渡しの時期、令和7年6月25日。

以降につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。

以降につきましても、所有権移転を受ける者と所有権移転をする者、全て逆になっておりますので、すみません、修正のほどお願ひいたします。

件数につきましては、売買2件、交換ゼロ件、合計2件。筆数につきましては、売買8筆、交換ゼロ筆、合計8筆。面積につきましては、合計7,273平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願ひいたします。

資料の間違いについては、ぜひ、何か矢印か何かで交換しておいてください。本文のほう、提出するよう、ちゃんと書き直しますので、よろしくお願ひします。

(なし)

○議長：何もございませんようですので、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、もう一つ先のページをお願ひいたします。22ページですね。

議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会についての件に関して議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願ひいたします。

○農政担当：では、こちらにつきましても説明させていただきます。

こちらも、先月上がっております案件、同じような案件もありました。農政課の窓口で受け付けております利用権設定、いわゆる利用権設定を行うための議案となっております。

こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号7-06-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,907平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水稻期間借地。開始の時期、令和7年8月11日。終了の

時期、令和17年6月10日。期間、10年。10アール当たりの賃借料、年額8,000円または玄米30キログラム。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。

そして、件数につきましては下を御覧ください。更新1件、新規3件、合計4件。筆数につきましては、更新5筆、新規5筆、合計10筆。面積の合計としましては、1万6,975平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等ある方はお願ひいたします。

どうぞ。

○推進委員：すみません、また質問で申し訳ありません。

一つは、これ、何ですか、私もちよつと調べたんですよ。水稻期間借地は、これは水田ができる。で、水田ができるかどうか分からぬとかいろいろ調べました。それで、一つ気になるのが、開始時期が何で8月11日でみんな統一なんですかね。これは個人の自由とか駄目なんですか。それが一点。

もう一点は、使用賃借の場合は期間が大体最低10年、10年というふうに私調べたら載っていたんですけども、これを見ると5年になっているんですけども、その二点をお聞かせください。

○農政担当：まず、開始の時期につきましては、大体今回の案件が2か月後となっているんですけども、今回、今年度から利用権設定につきましては全て中間管理機構を通す手続になります。そのため、すぐ手続が行えるわけではなくて、契約の手續が時間がかかるため、2か月ほどかかる。ですので、6月の農業委員会にかかった場合は8月からの開始ということになります。そのため、今回の開始時期が令和7年8月11日からということになっています。

○推進委員：それともう一点、期間の問題ですけど、最低10年って調べたら書いてあって、これ5年になっているのがあったから。

○農政担当：そうですね、最低10年という縛りはなかったと思うんですけども。

○推進委員：ないですか。

○農政担当：はい。

○推進委員：そうですか。

○農政担当：ここにあるように、2年の場合もありますし、5年の場合もあります。

○推進委員：これ、俗に言う農地バンクのことでしょう。

○農政担当：そうですね、中間管理機構ですので、通して行うためですので、認識としてはそのとおりです。

○推進委員：じゃあ、私の勘違いですね。すみません。以上です。

○農政担当：いえいえ、よろしくお願ひします。

どうぞ。

○委員：水稻期間借地って、これうちの田んぼなんんですけど、水稻で終わった後、ほかの方が麦を植えてあるんですよね。だから、うちが1年、麦もうちが借りているわけじゃないからですね。水稻の期間だけ借地という意味です。米を作っている間だけうちが借りていて、麦はほかの方が作ってあるということです。

○推進委員：そうでしょう。それは知っています。

○議長：ですから、恐らく、本来6月の中旬なり上旬から植えられますけど、今年も恐らく、それは実際ヤミになりますけど、機構の作業の関係上契約が遅れますので、実際はそこはお作りにはなるんですよね。そういうことだと思いますので、そこは知らんふりしておいてください。御了解しておいてください。

それでは、ほかに御意見ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本件を原案のとおり可決することに御異議のない方は举手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、上がっておりました定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第6回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。